



令和8年6月15日

かすみがうら市議会
議長 来 栖 丈 治 様

議会改革調査特別委員会
委員長 設 楽 健 夫

議会改革調査特別委員会報告書

本委員会の調査結果について、かすみがうら市議会会議規則第110条に基づき下記のとおり報告する。

記

1. 本委員会設置の目的（決議文）

本市議会の一層の適正健全な運営に向けた議会改革に取り組んでいくため、市議会議員選挙と市長選挙若しくは茨城県議会議員選挙との同日選挙に向けた調査研究を行い、投票率の向上及び選挙執行経費の削減、投票の利便性等を求めていく。

また、本市議会議員定数については、平成22年度に20名から16名に削減して以降、急激に変化をする社会情勢のなかで、現状の定数の適正性について市議会として議論がなされていない現状にあるため、適正な議員定数について調査研究を行うものである。

更に、議員報酬については、令和6年12月16日付、市特別職報酬等審議会からの答申を受け、現在の議員報酬より約15%の引き上げとなり、任期満了となる令和9年1月の市議会議員一般選挙後から適用する予定となっている。

しかしながら、今般、議員報酬の低水準に伴う地方議員のなり手不足が深刻化するなか、特に、若年層や子育て世代が議員になることが困難な状況にあり、本市においても、現在、女性議員が一人もおらず課題となっている。なり手不足は、議会の意思決定や政策立案、行政監視といった機能に大きな影響を与え、地方自治の弱体化を招く恐れがあることから、併せて議員報酬についても、議会改革調査特別委員会を設置し、調査研究を行い、議会活動の更なる充実・強化を図る必要があると考える。

2. 委員会の設置

(1) 設置の決議

令和8年2月26日開催の「令和8年かすみがうら市議会第1回定例会」において、議員発議第1号「議会改革調査特別委員会設置に関する決議」により設置した。

(2) 委員会の定数

16名

(3) 構成委員

委員長	設楽健夫	副委員長	石澤正広
委員	矢口龍人	委員	佐藤文雄
委員	小座野定信	委員	岡崎勉
委員	来栖丈治	委員	櫻井繁行
委員	小倉博	委員	久松公生
委員	櫻井健一	委員	鈴木貞行
委員	服部栄一	委員	鈴木更司
委員	塚本直樹	委員	井出有史

3. 委員会の開催状況

○第1回特別委員会 令和8年2月26日(木)

(1) 正副委員長の互選

○第2回特別委員会 令和8年3月19日(木)

(1) 今後の調査方法及びスケジュール(案)について

(2) 閉会中の継続調査の申し出について

○第3回特別委員会 令和8年4月14日(火)

(1) かすみがうら市議会改革に関する調査研究について

○第4回特別委員会 令和8年4月30日(木)

(1) かすみがうら市議会改革に関する調査研究について

○第5回特別委員会 令和8年5月15日(金)

(1) かすみがうら市議会改革に関する調査研究について

○第6回特別委員会 令和8年5月26日(火)

(1) かすみがうら市議会改革に関する調査研究について

○第7回特別委員会 令和8年6月11日(木)

(1) かすみがうら市議会改革に関する調査研究について

4. 調査結果

議会改革調査特別委員会は、令和8年第1回定例会において議員発議第1号により設置された。

本委員会の調査事項は、次の3項目とした。

- ・かすみがうら市議会議員一般選挙と市長選挙又は茨城県議会議員一般選挙との同日選挙について
- ・適正な議員定数について
- ・議員報酬について

本委員会は令和8年2月26日から6月11日までの間に計7回の委員会を開催し、調査及び協議を行った。

(1) かすみがうら市議会議員一般選挙と他の選挙との同日選挙について

かすみがうら市議会議員一般選挙については、選挙執行経費の削減や投票率の向上、選挙事務の効率化等の観点から、市長選挙又は茨城県議会議員一般選挙との同日選挙が望ましいとの認識に至った。また、選挙までの周知期間等を勘案した結果、茨城県議会議員一般選挙との同日選挙を実現することが望ましいとの結論に至った。

さらに、議会改革調査特別委員会において協議を重ねた結果、地方自治法第76条の規定に基づき自主解散を行い、かすみがうら市議会議員一般選挙を前倒しし、令和8年12月の第3日曜日に実施することにより、次回以降の改選時に茨城県議会議員一般選挙との同日選挙を継続的に実現することが可能であるとの結論に至った。

よって、本市議会は、4年後の次回改選時から茨城県議会議員一般選挙との同日選挙を実現することをめざし、令和8年12月1日の自主解散に向け必要な措置を講じ決議することを全会一致で決定した。

(2) 適正な議員定数について

全国及び県内の人口類似団体の状況について調査・比較検討を行った結果、現在の議員定数16人は適正であると全会一致で決定した。

(3) 議員報酬について

特別職の報酬等については、その職責の重要性や社会経済情勢、市の財政状況、市民感覚等を踏まえ、適正な水準を維持することが求められております。

また、特別職の報酬等に関する事項については、公平性及び透明性を確保する観点から第三者機関であるかすみがうら市特別職報酬等審議会において審議されることが重要であります。

つきましては、他市においても昨今の社会経済情勢の変化、全国及び県内の類似団体における議員報酬等の状況を踏まえ、特別職の報酬等に関する事項について、かすみがうら市特別職報酬等審議会において継続的かつ定期的に審議されますよう要望することを全会一致で決定した。

以上、議会改革調査特別委員会の調査結果について報告する。